

令和3年第3回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年3月24日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

### ○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

### ○ 出席した委員 (19名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

### ○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

<del>20番 菅沼 佳彦</del>	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

### ○ 欠席した委員(1名)

20番 菅沼 佳彦

### ○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村 正宣
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	井上 幸代

### ○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第16号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第17号	申し出による農地転用許可の取り消しについて
議案第18号	農用地利用集積計画の策定について (貸借)
議案第19号	農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)
議案第20号	農用地利用集積計画の策定について (売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 13 番 (木下)

議事録署名人 16 番 (吉瀬)

午後3時00分 開会

局 長

(竹村 正宣君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和3年第3回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

それでは、氣賀澤会長、挨拶をお願いします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

3月なんですけれども、このところ4月のような暖かい気候で、どうなるんだかなあというふうな気がしております。

今朝のニュースを聞いていますと、中国の消費増の影響があるとは思いますが、多くは気候変動によって穀物等の値が上がりまして、4月からは砂糖やらサラダ油などが値上がりするというので、気候の変動っていうのは大きな影響を与えてきているようです。

今年はこんな暖かさですんで、種をまいて去年と同じように、いつもと同じように芽が出てくるのかなとか、5月に入ってまた冷害が出てくるのかなとか、いろいろ心配がありますけれども、一番心配といたしますか、気になるのは土手草刈りが1回か2回増えるんじゃないかということで、非常に心配しております。(笑声)

そんな気象の状況の中で、お忙しい中、集まっていただきましてありがとうございます。

数時間の会議になりますけれども、またしっかりと審議していただければと思います。

以上です。

局 長

(竹村 正宣君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を8番 赤羽明人委員、お願いします。

8 番

(赤羽 明人君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

私、ここで話をするのは、また憲章を読むのはこれで5回目になります。

皆さんと一緒に、そこで7月のときに仮議長ということで読んでみましたけれども、自己紹介しながら少しお話ししたいなあと思います。

会社のほうから、55歳ですし、ここに行けということで、そのときに自然に親しむ中高年の登山部門がずっとこう来ていまして、私も若いときから山が好きでしたので、ずっと山へ行っておったんですけれども、非常に荒れていまし

た。ごみだらけということで、これは何とかしなきゃいけないなあということで、うちに本などがありましたので、少し勉強して、指導員だとか監視員だとか自然観察のインストラクター、それからふるさと案内人なんていう資格を取りまして、ずっと活動しております。

また、うちにいることが多くなりましたら地域の役はどんどんと来まして、自治会長だとか区のほうの分館長、会計なんていうのをやらされたんですけども、その当時、合併の話が出ていました。合併の検討委員会から市民会議に参加するようになりまして、現在も、この農業委員会を含めて、環境と景観の審議会、2つに行っています。環境のほうは大沼委員さん、それから木下委員さんとも一緒です。市民会議でもって一緒だった人もたくさんおりますけれども、これからも頑張っていきたいなあっていうふうに思っております。

観光ガイドなんかをやっていると、駒ヶ根へ来ましたお客さんから駒ヶ根の特産品は何ですか、道の駅はどこにありますかってよく聞かれます。どうして道の駅ができませんかっていうような話もしてもらったんですけど、市内に市場があるから——丸駒市場ですね、ちょっと無理だよということで、会長さんからそんな発言があったんですけども。

私、今回2つ提案したいなあと思います。

1つは女性の委員さんが少ない、30%40%になると8人ぐらいいないとまずいんじゃないのかなあというふうに考えます。恐らく今後も、こういった委員会のほうにも女性委員をもうちょっと活躍の場に持ってこようっていう話が恐らく出てくるんじゃないかなあと思います。私も市民会議の中で男女平等参画推進委員を10年間やりましたんですけどね、なかなかうまくいかなかったんです。ぜひ、女性委員をどうしたらこの委員に持ってこられるかということをごさんで考えてもらいたいなあと思います。

それから、もう一つは、これから読みます憲章——活動報告の中にも後ろのほうに載っていますけれども、ちょっと時代遅れの文面が若干あるんじゃないかなあっていうことで、事務局のほうへ提案しました。憲法は憲法で、この法律が変わらないと改正できないよっていうことなんです。これを見ると平成29年ですね。次回までにつくるとなると6年7年かかってしまいますので、新しい憲章は、分かりやすい、もっと親しみのある、新しい農業がはやっていますので、そこらも入れて憲章のほうを変えていったらいいんじゃないかなあということをご提案したいなあと思います。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いいたします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、今日は次の総会の審議事項に影響する件がございますので、まず最初に協議会から始めたいと思います。

総会のほうは、これで一旦休憩といたします。

午後3時10分 休憩

午後4時25分 再開

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、これより令和3年3月1日付、告示第3号をもって招集した令和3年第3回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

なお、20番 菅沼佳彦推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において13番 木下豊委員、16番 吉瀬久司委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

上赤須区、XXXXXXXXXXの北1筆4,110㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は経営規模拡大のため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の南西 1 筆 769 m<sup>2</sup>になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は経営規模拡大のため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

以上 2 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

1 番の件ですけれども、借受人は貸付人の祖父に当たりまして、地図を見ていただくと、黒く塗り潰してあるところから向かって左側のところは——今、[REDACTED]さんはイチゴの栽培を目的としてやっております、今言いました黒く塗り潰してあるところから向かって左側のところは今イチゴ用のハウスが建っております。今回の土地につきましてもイチゴのハウスを建てる土地としての使用貸借を祖父に求めたというものでありますので、問題ありません。

以上です。

1 番 (村上 英登君)

2 番の案件ですけど、吉瀬委員と現地を確認しました。

譲渡人は実際に農業をやっていないので、農地があっても困っているとのことです。

譲受人は市の特産のゴマを栽培している人です。ゴマって転作が困難なため、自分の農地に隣接した当地を取得してゴマの栽培をしたいそうです。

草刈り、管理もやってもらえるとのことですので、特に問題はないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 14 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1 件でございます。

場所につきましては 4 ページの左側を御覧ください。

4-1 で表示した場所になります。

町 2 区、XXXXXXXXXXの南 1 筆 4.71 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅敷地、物置用地となっております。

図面のうち太枠で囲った敷地が既存の住宅敷地となり、一体的な利用となります。

理由でございますが、申請人は以前より当地は宅地敷地内の土地であると考え物置用地として使用していたが、農地に建っていることが今回判明したため、手続を取り物置用地として使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては 1 種農地、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として施設拡張で見えております。

以上 1 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

2 2 番 (大沼 昌弘君)

現地に行きまして、この土地についてはよく確認をしてきました。ちょっと朝早く来ていただいたものですから、一緒に宮下委員にも行っていただくつもりでございましたけれども、私一人で行きました。その結果、これは本当に早くやらなきゃいけないということであったということで、問題なくそのことを承諾しました。よろしくをお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 番 (村上 英登君)

ちょっと小さいことなんですけど、申請面積が 4.71 m<sup>2</sup>で、目的の建築面積が 5.4 m<sup>2</sup>で、建築面積のほうが大きいんですけど、これでもいいんですかね。

2 2 番 (大沼 昌弘君)  
 そう。宅地の中にあるから、宅地の中に含んでいる部分があります。本当に  
 僅かなんだけどね、どうか。そういうことです。

1 番 (村上 英登君)  
 分かりました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
 よろしいですか。

1 番 (村上 英登君)  
 はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
 ほかにありますでしょうか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
 議案第 15 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
 御異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 農地法第 4 条の規定による  
 許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
 議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 を議題といたします。  
 提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口大悟君)  
 それでは議案書 5 ページをお開きください。  
 農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせてい  
 ただきます。  
 計 4 件でございます。  
 まず 1 件目でございますが、場所につきましては 6 ページの左側を御覧くだ  
 さい。  
 5—1 で表示した場所になります。  
 北割 1 区、          の北 1 筆 108 m<sup>2</sup>になります。  
 5 ページにお戻りください。  
 申請目的でございますが、墓地用地。  
 理由でございますが、譲受人は永代供養塔の築造を計画したため当地を取得  
 したい、譲渡人は当地が境内及び墓地に囲まれ耕作に不便な農地のため譲受人  
 の要請に応じるというものでございます。  
 農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております

て、農地区分につきましては2種農地、消極的2種となりまして、不許可の例外として施設拡張で見えております。

続きまして2番となりますが、場所につきましては6ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

町4区、[REDACTED]の北1筆533㎡のうち90㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

図面の斜線部分と一体的な計画であり、斜線部分については既に駐車場として使用しています。

理由でございますが、借受人は会社敷地内の駐車スペースが不足することから駐車場用地として当地を使用したい、貸付人は現在も駐車場用地として自身の土地を賃借していることから借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準工業地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては7ページ左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の西1筆1,080㎡のうち340.7㎡になります。

5ページにお戻りください。

申請目的でございますが、駐車場。

理由でございますが、借受人はレストランの開業を計画していることから駐車場用地として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和2年12月10日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種農地、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては7ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の北東12筆、計7,822㎡になります。

5 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は、太陽光発電施設を設置し、再生可能エネルギーにより地球温暖化の阻止に寄与したいと考え当地を取得したい、譲渡人は農業の後継者が決まっていないことから農業の規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっておりまして、農地区分につきましては2種農地、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

以上4件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

17番 (中嶋 隆君)

1番ですけど、3月9日に現地確認を行いまして、今、現地は何も耕作されている状態ではございません。そこに■■■■さんが引取り手のないような人たちのお墓を作って永代供養したいということだそうです。何か無料でやるみたいなんです。なので、問題ないと思います。

以上です。

3番 (堀 敏君)

2番ですけど、3月の8日に現地確認をいたしました。

現在ある駐車場がやや手狭になっていまして、その隣にある農地を幅2.5m、長さ36m——合わせて90㎡になりますけど、駐車場を広げたいと、こういう案件でございまして、特に問題はないと思います。

以上です。

4番 (北澤 満君)

3番ですけども、ちょっとレストランを開きたいということで、申請地の上にある■■■■さんといううちが空き家になっていたところを使うんで、庭も狭く、車を止められるスペースがほとんどないということで、そばにある農地を借りてということであります。

黒く塗られた形はちょっと変わっているんですけども、車の止められるところとUターンする範囲だけを農地転用ということで、あとのところはレストランで使う野菜を作りたいということで計画してきたということであります。

本当に、よくこんなところでというふうに(笑声)現地へ行けば分かるんですけども、そういうところを使ってやりたいという希望を持っているんだそうで、許可をいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

7 番

(森 武雄君)

4番ですけれども、2月23日の日に現地確認をいたしました。

この資料にもありますように、譲渡人は何年か前に御主人が亡くなられておりまして、御本人は作付をしておらないという状態がここ何年かあります。それで農業を縮小したいという意向があります。

それで、太陽光発電をされることについては、地元の自治組合長、また地元の住民等からの了解については、文書で、去年、令和2年6月20日の日に了解は得られているという状況です。

また、この業者につきましては、昨年、■■■■の■■■■でも同じソーラー事業を手がけておりまして、今までに、もう上伊那地区で8件目ということで、実績があるということであります。

本人にも会いましてお伺いしたんですけれども、周辺の農地への影響だとか、あと雨水の対策、除草対策も除草剤を使わなくて自分で草を刈るんだよというようなことも、今までの7か所も全てその方法でやっておるということでありますので、そういった面でも問題はないと考えますので、そんな判断をいたしました。

以上です。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

議案第16号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

(氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第17号 申し出による農地転用許可の取り消しについて  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

それでは議案書8ページをお開きください。

申し出による農地転用許可の取り消しについて御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては9ページの左側を御覧ください。

取消し-1で表示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの西1筆500㎡になります。

現地の状況等につきましては、地元委員及び事務局において農地として利用されていることを確認しております。

8ページにお戻りください。

取消し理由でございますが、申請人は自宅を建築する予定であったが、別の場所で建築することになり、当地を農地に戻したい、現在、農事組合法人北割・上穂が麦やソバを耕作しており、引き続き貸し出して耕作をお願いする予定であるというものでございます。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

審議に入る前に、ちょっと事務局に質問ですが、これは先ほど示していただいたあれに従って取消しの要件となることを具体的にちょっと説明していただけますか。

主 査 (出口 大悟君)

取消しの要件でございますが、先ほど協議会の中で御説明させていただいた3点になります。

まず1点目は、転用事業の着手。こちらのほうにつきましては、以前、住宅で転用の許可を取っておられますが、転用行為のほうは全く行われていないために、(1)の要件については満たすと考えられます。

(2)の権利の設定または移転につきましても、過去の農地転用の許可につきましては4条申請であったため、権利の設定または移転等も行われていないことから、2番目の要件も満たすと考えられます。

3点目の耕作の状況につきましては、地元委員、また事務局で現地を確認しましたが、耕作の用に供されていることが確認できたため、3点目の要件も満たすと考えられます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

では、今の件につきまして、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

17番 (中嶋 隆君)

1つ質問、違うかもしれないですけど、こういう土地っていうのは結構あるんですか。市のほうで把握はしているんですよね。

主 査 (出口 大悟君)

転用の許可が出たまま未実行な農地はあると思うんですが、具体的に何筆

あつて何㎡ですか、そういった細かいところまでは把握できていないのが実情なんですけれども、実際に農地転用許可の取消しの要件を満たす農地がたくさんあるかという、原則は、5条申請で許可を取った農地については名義だけはもう大体移ってしまうので、その時点でもう取消しの要件を満たさなくなってしまうので、数自体はそこまで多くはないのかなとは思うんですけれども、実際には把握できていないというのが実情です。

17番 (中嶋 隆君)

1つは4条でこういうものがあります。それから5条にも実際にはあります。これって、実際のところ、把握をしていかないで打つ手がないというか、全然見えないところからぼっこりっていう——これ、もともとの申請は、税金が非常に高いと、こういう今のこの状態っていうかは。税金がもう、今は麦を作っているんだけど、宅地以上なんですかね、宅地よりもっと高いんですかね？

主査 (出口 大悟君)

ちょっと固定資産税については税務課に確認が必要ですが、宅地以上なのかという認識ではおります。

17番 (中嶋 隆君)

という状況なんですよ。

だから、逆に、農地にする、戻したいっていう人がいたら、農地を守るっていう意味では積極的にこれをどんどんやっていったほうがいいんじゃないかなあとは思いますが、市は税金取れたほうが皆さんの給料だからいいのかもしれないけど、農地を守るっていう立場からすると、こういうものがあつたらどんどん戻していったほうがよくて、それを把握していないと、5条にしる4条にしる、我々がいつ許可をして、それが何年継続しているかって見ていかないといけないんじゃないかと思うんですが。

会長 (氣賀澤 道雄君)

今、中嶋委員が言われたことは、非常に現状としては問題のところだと思います。

それで、1期目の2年目か3年目に、転用許可は得ただけけれども、許可の内容にこの土地が利用されているかどうかという調査をしてくれっていうことがありまして、よく分からない土地を回った覚えがあります。ですから、市としても、そういう点、転用許可されたものが実際に許可された内容で実施されているかどうかについては1度やった経緯がありますけど、それが今度は実際に所有権が移転されているとか、そこについてまでは多分把握していないと思います。ですから、たまに平成20年に許可したのが令和1年に——例ですけども、また違ったものへの変更許可とか出てくるっていうのがありますんで、そうやってちょっと眠った感じのところはあると思うんですが、そこら

辺は、これからちょっと検討してもらって変えていかなきゃいけないのかなという気はしています。

ただ、それを実際にどうやってやったらいいかっていうのは、ちょっとまだ何もしていないので、また検討課題かなあというふうには思っていますが。

17番 (中嶋 隆君)

でも、少なくとも市では、資料上ではっていうか、書類上では、5条だったら名義変更がされているかっていうのはね、その次に建築確認とか、そういうところになるのかなあ、っていうのが出されているかどうか。だから、そこを分けて見ていけば、4条も同じように、4条は多分、建築確認、名義変更がないんで、だけを見ていけば、少なくとも浮いているような中途半端なところがどれくらいあるかって把握できると思うんですけど。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

私もはっきりは分かっていないんですけど、問題はデータベース化されているかだと思うんですよね。紙ベースだけだと……

17番 (中嶋 隆君)

なっていないんだとしたら、やっていかなきゃいけないんじゃないかなあと思うんです。もう、これ、ここを通ると関係ないよっていうことをやっているような感じになっちゃってて。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

そこら辺、何かありますか。

主 査 (出口 大悟君)

今、転用の許可が出た後については、その事業が実施されたかどうかというのは、事業計画者から完了報告書というものを提出いただいているので、それをいただいたものについては完了したという確認はしているんですけども、それが提出されないものについては、実施されたのか実施されていないのかというのは完全に把握できていないと思います。なので、その点についてはちょっと検討が必要かなと思うので、ちょっとまた検討したいと思います。

17番 (中嶋 隆君)

何か、完了報告で見えるんだとしたら完了報告で、出ていないんだとしたら出してくださってという話だし、あとはやられていないものっていう形だから。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ちょっとこれは検討課題ということでやっていきたいと思いますんで、お願いします。

では、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 17 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 申し出による農地転用許可の取り消しについては、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
ここで議案第 18 号の審議に入る前に申し上げます。  
農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により、25 番 米山茂寿委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。  
〔25 番 米山茂寿君 退場〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 18 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (井上 幸代君)  
お願いします。  
議案書の 10 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。  
まず公告年月日でございますが、令和 3 年の 3 月 31 日でございます。  
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1 万 6,747 m<sup>2</sup>、畑が 292 m<sup>2</sup>、合計で 1 万 7,330 m<sup>2</sup>でございます。  
今回は■■■■さんの解除条件付きの貸借の更新があります。  
貸手が 7、借手が 7 です。  
2 番 3 番の表につきましてはお目通しいただき、11 ページ～13 ページに個別の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 18 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 農用地利用集積計画の策定

について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔25 番 米山茂寿君 入場・着席〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

ここで議案第 19 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により、25 番 米山茂寿委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔25 番 米山茂寿君 退場〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

議案第 19 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （井上 幸代君）

それでは議案書 14 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 3 年の 3 月 31 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 5 万 7,996 m<sup>2</sup>、畑 886 m<sup>2</sup>、10 年が田 8 万 7,808 m<sup>2</sup>、畑 4,486 m<sup>2</sup>、合計で 15 万 1,176 m<sup>2</sup>でございます。

貸手が 46、借手は長野県農業開発公社のため 1 になります。

15～21 ページが利用権を設定する各筆の明細となっております。

46 人の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 79 筆を貸し付けるということとなっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、22 ページ～24 ページに利用配分計画を含めた内訳がございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

審議に入る前に、案件がたくさんありますので、ちょっと地元等のところを見ていただければと思います。

〔黙読〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより質疑、意見に入ります。

- 質問、御意見ございませんか。
- 9 番 (西村 功君)  
ちょっと直接議案のことじゃないんですが、22 ページのほうの資料で質問なんですけれども、「契約者（相続人）」っていうのは、これ、どういう捉え方なのか。2 番の方、■■■■さんの場合はどういう判定になるのかちょっと教えてもらいたいのと、貸付先の■■■■■■■■■■さん、これ、ちょっとどんな会社なのか、分かればお願いします。
- 主 査 (井上 幸代君)  
契約者の方なんですが、こちらの中間管理事業の資料は農政係で作ってくれているので正確ではないところがあるかもしれないんですが、登記簿の所有者の方が移っていない場合があるので、そういった場合は農業経営を引き継いだ方が契約者ということで預かっています。登記簿の所有者の方が手続していただくっていうことになっているんですが、登記簿のほうの相続が済んでいない場合には農業経営を引き継いだ方が契約をしていただくという手順になります。
- さんなんですが、■■■■さんの農業法人で、イチゴの栽培をされています。
- 9 番 (西村 功君)  
分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
よろしいですか。
- 9 番 (西村 功君)  
はい。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますでしょうか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 19 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
退席されている委員の着席を求めます。  
[25 番 米山茂寿君 入場・着席]

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 20 号 農用地利用集積計画の策定について (売買)  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)  
それでは議案書 25 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について (売買) を御説明し、御提案とさせていただきます。  
なお、3 月 3 日に農地あっせん審査会を開催しておりますので、御報告いたします。  
それでは農用地利用集積計画総括表を御覧ください。  
まず公告年月日でございますが、令和 3 年の 3 月 31 日付で、田んぼが 5,004 m<sup>2</sup>、合計で 5,004 m<sup>2</sup>でございます。  
売手が 1、買手が 1 でございます。  
26 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。  
長野県農業開発公社から ■■■■ さんが買い受けるというものでございます。  
所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期は、それぞれ令和 3 年の 4 月 15 日ということで、対価につきましては 203 万円でございます。  
取得後の利用目的につきましては水稻の予定でございます。  
売買対象地につきましては 27 ページの議案第 20 号-1 で表示した場所になります。  
27 ページの左につきましては ■■■■ の北東、右側につきましては ■■■■  
■■■■ の南ということでございます。  
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
農地あっせん審査会長 米山茂寿委員の補足説明をお願いいたします。

25 番 (米山 茂寿君)  
3 月の 3 日 3 時半よりあっせん審査会を行いました。  
特に問題等ありませんでした。

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
地元委員の補足説明ですが、私のほうからします。  
所有権の移転を受ける者としての ■■■■ さんは、担い手として農業をしておりますので、問題ないと判断しております。  
以上です。  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。

会 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
(氣賀澤 道雄君)  
議案第 20 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農用地利用集積計画の策定  
について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。  
これにて令和 3 年第 3 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。  
どうもお疲れさまでした。  
午後 5 時 0 5 分 閉会